

事件記録の閲覧・謄写申請をされる方へ

1 事件記録の閲覧・謄写をするには

事件記録の閲覧や謄写（コピー）を希望する事件当事者や利害関係人の方は、以下の説明に従い、閲覧・謄写の申請をしてください。

この閲覧・謄写は、裁判官が申請を許可した場合に限り可能となります。ただし、その審査に時間を要したり、事件の進行状況によっては差し支えたりすることもあり、お越しいただいても閲覧・謄写ができない場合があります。したがって、事前に郵送で申請されることをお勧めしています。

2 来庁して閲覧・謄写をしたい方

裁判所に来庁して申請される方は、次の書類等をお持ちの上、記録を保管する家庭裁判所（本庁又は支部）の担当部署までお越しください。

① 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

② 印鑑（朱肉を使用するもの）

③ 申請人の資格が利害関係人の場合は、利害関係を疎明する資料

なお、前述のとおり、事前に郵送で申請されることをお勧めしています。この説明文を開いたホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、上記②の印鑑を押し、①及び③のコピー（①につき、健康保険証については、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。）を同封して、記録を保管する家庭裁判所（本庁又は支部）まで郵送してください。審査の上、その後の手続について、申請書記載の連絡先へお知らせします。

3 来庁しないで謄写をしたい方

謄写を希望する方が裁判所に来庁できない場合、委託業者を通じて謄写の申請をすることができます。委託業者の連絡先については、記録を保管する家庭裁判所（本庁又は支部）までお問い合わせください。

4 手数料について

申請が認められ、閲覧・謄写をする場合には、申請手数料（収入印紙150円）が必要となります（収入印紙は裁判所では販売していません）。ただし、現在係属中の事件について事件当事者が申請した場合に限り、手数料は不要となります。

5 謄写費用について

委託業者による謄写の場合、謄写費用は委託業者へお支払いいただくこととなりますので、詳細は委託業者へお尋ねいただくこととなります。

セルフサービスのコピー機で複写する場合は、直接コピー機に現金を投入してご利用ください。ただし、謄写する量が多い場合は、他の利用者の利便上、セルフサービスではなく、委託業者による謄写をお願いすることがありますので、予めご承知おきください。

6 申請書書式について

裁判所ホームページの、この文書を載せた箇所に、申請書式と記載例が掲載してありますので、ご利用ください。